

# 大分県障がい者相談支援県内アドバイザー派遣事業実施要綱

## (目的)

第1条 大分県障がい者相談支援県内アドバイザー派遣事業（以下、「本事業」という。）は、障がい者及び障がい児（以下、「障がい者等」という。）の相談支援等に関し専門性の高いアドバイザーを派遣し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等、広域的支援をおこなうことにより地域における相談支援体制等の整備を推進することを目的とする。

## (業務内容)

第2条 本事業のアドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）は、関係機関と協力し、前条の目的を達成するために、次に掲げる業務をおこなう。

- (1) 第6条の派遣先において、次に掲げる事項につき、助言等をおこなうこと
  - ア 市町村自立支援協議会の運営支援に関すること
  - イ 地域で対応困難な事例に関すること
  - ウ 相談支援専門員のスキルアップに関すること
  - エ その他必要な事項に関すること
- (2) 相談支援専門員の人材育成に関する企画に参画すること
- (3) その他、大分県自立支援協議会にて協議をおこない必要と認められた業務

## (連携)

第3条 本事業の運営にあたっては、市町村の他、必要な関係機関・団体と連携・協力しながら事業を推進する。

## (アドバイザーの登録)

第4条 大分県自立支援協議会事務局（以下、「事務局」という。）は、次の各号に該当する者の中からアドバイザーを選任する。また、アドバイザー名簿を作成し、必要に応じて情報開示をおこなうものとする。

- (1) 地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- (2) 相談支援その他の障がい者等の支援について相当期間の経験及び見識を有する者
- (3) 所属団体・機関等の利益に優先し、障がい者ケアマネジメントの資質向上のために尽力できる者

## (派遣申し込み)

第5条 アドバイザーの派遣を希望する機関は、依頼したい業務内容、その理由等を記した派遣依頼申込書（様式1）を作成し、機関が所在する市町村の障がい福祉主管課長あてに提出する。

2 市町村障がい福祉主管課長は前項の申し込み意見に意見を付し、事務局に提出する。

## (派遣決定)

第6条 事務局は、前条第2項の提出があった場合、第1条の目的及び第2条の業務内容に合致するかを判断し、アドバイザー派遣をおこなう。

## (報告)

第7条 事務局は、第2条の業務について派遣依頼を行った機関から派遣結果報告（様式2）を受け、事務局は、大分県自立支援協議会において、アドバイザーの活動報告をおこなう。

## (秘密の保持)

第8条 本事業実施にあたって、関係者は個人情報の保護に万全を期し、正当な理由なく、業務上知り得た情報を漏洩してはならない。

## (運営)

第9条 本事業については、事業運営の委託をおこなうことができる。

## (その他)

第10条 本要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別途定める。

## 附 則

この要綱は平成29年5月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は令和2年7月1日から施行する。